

や使用割合による環境負荷削減効果などを明確に表示する

さらに、シンボルマークの使用及び情報開示に関する主な注意事項として、対象となる製品等がグリーン購入法特定調達品目またはエコマーク対象商品等に該当し、公的基準や第三者による認定（認証）基準等がある場合は、それらの基準を考慮する、情報提供のタイミングを考慮し、適切な媒体で必要不可欠な情報を提供する、自主基準への適合性評価を正確に実施し、自己適合宣言を行う一等が挙げられる。

## （２）主要木材輸出国の合法性証明の進展状況

### １）インドネシア、マレーシアにおける合法性証明の最近の動向

インドネシアでは、EU（欧州連合）のFLEGT-VPAが2011年5月に合意に至り、2009年7月に完成していたインドネシア版TLAS（Timber Legality Assurance System）に照らし合わせる形で、インドネシア政府は4,500社の生産・加工・輸出社の監査を行うとされている。2012年4月までに指定されたチップ、ベニア等11製品の輸出事業者は合法性を示す書類一式を提出することが求められ、指定製品群は順次拡大される。EUもインドネシア政府とも2013年3月にEU木材法が施行される前にFLEGTライセンスシステムを運用させることを狙っている。

マレーシアでは、2006年9月からFLEGTに関する公式交渉が始まっているが、2012年2月現在で合意には至っていない。TLASの開発も同時並行的に進められている。

### ２）ロシアにおける合法性証明の最近の動向

前年度調査以降、ロシアにおける木材の合法性証明に関する取り組みに特段の進展は見当たらず、国家による輸出時点までの木材流通管理が書類ベースで一貫していない状況は変わっていないため、森林認証が唯一の合法性証明の仕組みである。

ロシア極東での森林認証（FSC）は、2004年に140万ヘクタール（1件）、から、2009年に250万ヘクタール（3件）、2010年に370万ヘクタール（6件）と着実に増えており、2012年には450万ヘクタール（9件）となることが予想されている。